私立大学図書館協会 1999 年度臨時常任幹事会議事要録

日 時: 1999年12月20日(月)午後4時~午後5時30分

場 所: 明治大学リバティタワー19 階第6会議室

出席者: 別紙出席者名簿参照

議事に先立ち、会長校明治大学図書館事務部長玉木久雄が開会の挨拶を行い、次に出席者全員が自己紹介をした。

なお、議事の進行は、会長校明治大学図書館庶務課長大野友和が担当した。

1. 審議事項

(1) 国際図書館協力基金およびシンポジウムについて

会長校(大野友和)から第2回常任幹事会で継続審議となっていた、国際図書館協力基金およびシンポジウムについて提案があった。続いて、国際図書館協力委員会委員である大迫重治氏(東海大学)から、12月15日に開催された同委員会について配付資料参考1に基づき、報告があった。審議の結果、基金およびシンポジウムともに提案通り承認された。なお、基金については、特別会計として計上すること、規程を作成すること、賛同してくれた機関を明記することを確認した。シンポジウムについては、2000年度は集まった基金内、参加費内で行うこととし、2001年度以降は予算化する方向で検討することとなった。

(2) 国公私立大学図書館協力委員会委員館増加について

会長校(大野友和)から、配付資料1,2に基づき、第2回常任幹事会で決定した、国公私立大学図書館協力委員会への私立大学図書館協会の委員館の2館増加が認められた場合の選出方法について提案があった。改正案について協議したところ、提案の考え方は了承されたが、現在の東地区選出校の扱い並びに申合せ案文の表現について会長校に一任することとなった。

同じく、『大学図書館協力ニュース』編集委員会の主査の選出についても協議した。

(3) ILL 包括規約について

会長校(藤田晶子)から、配付資料3に基づき、国公私立大学図書館協力委員会で検討される ILL 包括規約について説明があった。ILL の進展に伴い、現物貸借が増加しており、その重要性を考えなければならなくなってきている。国内の国公私立大学図書館だけではなく、海外の大学図書館等や共同利用機関、短大、高専等の図書館も対象とする ILL 包括規約が望まれているとの認識から、国立大学図書館協議会国際情報アクセス特別委員会ワーキンググループが「国公私立大学図書館間相互貸借に関する協定(案)」を提案し、国公私立大学図書館協力委員会へ検討の要望をした。この協定(案)は、「国公私立大学図書館間文献複写に関する協定」を改正したものである。

私立大学図書館協会においても、私立大学の考えをまとめておく必要があるので、協議した。3章(著作権)において、現物貸借は関係ないので、現行通りとあるが、現物からの複写も考えられるため、著作権の範囲に含まれるとの意見があった。

この件については、国公私立大学図書館協力委員会からの正式な検討依頼を待ち、私立大学図書館協会としては、総会での承認事項とすることを確認した。

2. 懇談事項

(1) 株式会社カルチャー・ジャパンの顕彰について

1997年度に総会において感謝状を差し上げているが、2000年8月をもってカルチャー・ジャパンの支援が終了するので、改めて感謝状を差し上げてはどうかとの提案があり、了承された。

以 上